

## 成年後見人等受任で見えてきたこと

(後見人として高齢者、認知症や障害のある人向けの関係者の在り方) 3/3

8/13/2017

北村社会福祉士事務所

代表 北村弘之

前回に引き続き、社会福祉士として「成年後見人等」の受任で見えてきた課題の最終回です。

### 課題4. 関係者の在り方

後見人等の制度は、「判断能力が乏しくなった人」の生活権利を守るためのものです。法律は2000年に施行され、2016年末では約20万人の利用があり、その対象者は年々増加の一途です。(数字は最高裁HPより)

しかし、後見業務は財産管理がメインという形で推進され、身上監護(介護や医療への関与)が希薄という感じを受けております。もちろん、被後見人の財産を管理することは大切ですが、被後見人の身体・精神的な訴えを後見人として、どう受け入れるかは日常生活では重要と考えます。

ようやく、昨年「成年後見利用制度促進法」が制定され、今年度から5か年計画が推進されることになりました。後見関係の法律制定以来、16年ぶりの見直しでした。この中には、「利用者がメリットを実感できる制度の運用」、「高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針作り」、「成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討」、「成年被後見人等の権利制限の措置の見直し」等があり、後見人、被後見人としても、これらの指針ができることを期待しております。

下図は、私が考えています被後見人(本人)を取り巻く関係者の支援体制です。参考にさせていただければと思います。

#### 【目標】

自分らしい暮らしの実現

#### 【本人】

関係者からの、さまざまな情報をもとに意思を決定する。(③)

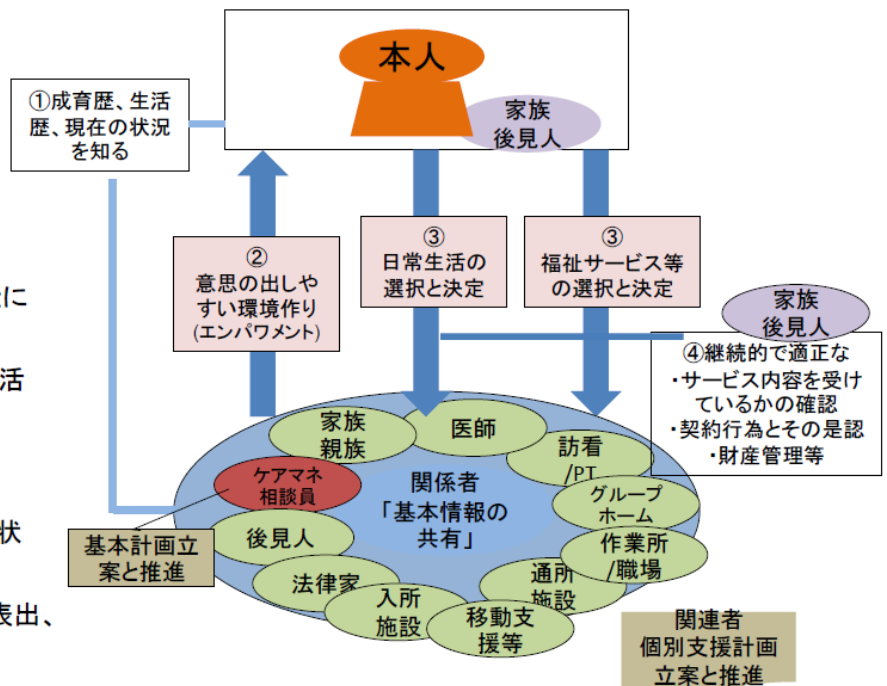
「選択と決定」とは本人が選んだ生活  
= 最善の利益

#### 【関係者】

- ・本人の成育歴や生活環境、また現状を共有する。定期的な情報交換(①)
- ・本人が意思決定(②)できるための表出、表現できる環境作りと実行

(工夫した情報提供と信頼関係作り)

- ・本人の決定事項に対し、継続的で最善な遂行を図る(④)



北村社会福祉士事務所